

高山からの観光ルート調査業務 仕様書

1 業務名

高山からの観光ルート調査業務

2 業務の目的

高山市を訪問する訪日外国人観光客の旅行動向や高山市の周辺地域に関する意識等を把握するとともに、外国人による実地調査（モニターツアー）を通じて、高山市からの観光ルートで観光地を巡った場合の満足度、不足部分等を調査することにより、令和8年の中部縦貫自動車道県内区間開通を見据えた、本県のインバウンド施策の立案に反映する。

3 業務の期限

契約締結の日から令和6年10月11日（金）まで

4 業務の内容

(1) アンケート調査

高山濃飛バスセンター（高山市花里町）発着の高速バスを利用する外国人観光客へのアンケート調査を、下記により実施する。アンケート調査の結果は、4（2）実地調査（モニターツアー）のルート設定等につなげるものとする。

（ア）アンケートの対象とする外国人観光客の国籍は問わない。

（イ）県と協議を行い、アンケート項目を決定し、英語、中国語（簡体字・繁体字）に翻訳した調査票を作成する。アンケート項目は仕様書別紙1を基本とし、必要な項目を追加（または修正）すること。また、仕様書別紙2を参考とし、福井県内の観光地に関する印象調査を実施すること。

（ウ）サンプル回収数は400サンプルを目標とする。できるだけ多くの外国人観光客から回答を得るため、調査票の回収方法を工夫すること。なお、回答者が家族やグループである場合は、代表者1名に回答してもらうこと。

（エ）アンケート調査の実施時期は、県と協議の上、決定する。

（オ）集めたアンケートを基に、国別に集計・分析を行うこと。上記（ア）～（エ）の実施状況およびアンケートの分析結果について取りまとめた報告書を作成すること。

（カ）アンケートを実施するにあたり、必要に応じて関係当局や関係機関等から許諾を得ること。

（キ）アンケート調査に要する、アンケート作成費、報告書作成費等、一切の費用は、委託料に含まれるものとする。

(2) 実地調査（モニターツアー）

外国人による高山からの観光ルートの実地調査を、下記により実施する。

- (ア) 実地調査の調査員（モニター）は、欧米豪から1名以上、台湾、香港、中国から1名以上、タイ、ベトナムから1名以上の計3名以上とする。
- (イ) 実地調査は岐阜県高山市を出発し、岐阜県白鳥村を經由し福井市に到着する、中部縦貫自動車道および国道158号ならびに東海北陸自動車道を利用したルートを利用し実施すること。
- (ウ) 上記（1）のアンケート調査の結果を踏まえ、高山市～福井間を結ぶ観光ルートを想定した際に、外国人観光客に好まれると予想されるルート（出発時間、休憩地、立ち寄り先等）を設定すること。
- (エ) 実地調査は、高山市を出発し福井市に到着する方向で実施すること。
- (オ) 実地調査の日程は、福井県内で2泊3日以上とすること。
- (カ) 実地調査では、車両の乗車時間、観光地を視察した感想、観光地訪問後の二次交通の利用しやすさ、観光地周辺での食事や土産等の消費意欲等について、調査員の意見を聞き出し、まとめること。
- (キ) 実地調査に要する、各招致国～日本間の航空券代、日本国内の移動に要する航空券代や電車代、実地調査に要する車両借り上げ費、駐車場代・有料道路通行料、宿泊費、食事代、施設への入場料・体験料、通訳・アテンド費、アンケート作成費、報告書作成費等、一切の費用は、委託料に含まれる。
- (ク) 実地調査の調査項目は、県と協議の上、決定すること。
- (ケ) 調査員の国籍に応じ翻訳された調査票を作成すること。

5 委託料の支払い

委託料の支払いは日本円で、日本国内の銀行口座への振り込みに限る。日本国内にある外国の金融機関の口座で、当該口座への振り込みに、外国送金と同様の手続きが必要となるものについては利用できないので注意すること。

6 その他留意すること

- (1) 本業務の実施にあたり、県内事業者と密接にコミュニケーションを取り、トラブルの無いよう、十分留意すること。
- (2) アンケート等、本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権、肖像権等は原則として全て県に帰属すること。
- (3) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないこと。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならないこと。委託期間はもとより委託期間終了後、または委託契約が解除された後においても同様とすること。
- (5) 契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限り全て受託者の負担とすること。

- (6) 受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 県民等から情報公開請求があった場合、実績報告書等の情報公開を行う場合がある。
- (9) その他、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務履行については、県と協議して決定の上、書面にて確認すること。